

# 平成28年度 第10回人事委員会 会議結果

## 1 開催日時

平成28年9月9日（金）午前10時～10時25分

## 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第2庁舎7階）

## 3 出席者

【人事委員】	委員	曾我紀厚			
	委員	中原都			
	委員	上田博久			
【事務局職員】	事務局長	三王寺由道	次長兼任用課長	今岡誠一	
	給与課長	吉野一朗	係長	富山哲明	
	係長	湯ノ口修	係長	古川真史	
【傍聴者】		なし			

## 4 議題

委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について  
会議出席者及び議事録作成者の指定について

議案第1号 選考により採用する職に係る承認について（医療技術職）

## 5 委員長選挙及び委員長職務代理者の指定、会議出席者及び議事録作成者の指定並びに議事の公開・非公開

### ◇委員長選挙及び委員長職務代理者の指定について

曾我委員の委員長任期が平成28年9月2日で満了したため、新委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定を行った。

委員互選の結果、上田委員が委員長と決定した。

続いて、上田委員長が中原委員を委員長職務代理者に指定した。

### ◇会議出席者及び議事録作成者の指定について

人事委員会の会議出席者及び議事録作成者として、上田委員長が次の者を指定した。

- ① 鳥取県人事委員会議事規則第5条に定める委員長の指定する会議出席者  
吉野給与課長、富山係長、湯ノ口係長、古川係長、牧田係長
- ② 同規則第7条に定める委員長の指定する議事録作成者  
富山係長

他の議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、公開とすることについて全員の合意を得た。

6 議 事
-------

◇議案第1号

選考により採用する職に係る承認（医療技術職）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
言語聴覚士	1名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回選考（6月）に係る合格者の不足</li> <li style="margin-left: 20px;">※前回選考理由…新病院に向けた体制整備（病床数拡大）による増員</li> </ul>
作業療法士	1名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回選考（6月）に係る合格者の不足</li> <li style="margin-left: 20px;">※前回選考理由…欠員補充</li> </ul>
歯科衛生士	1名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職補充</li> </ul>
診療情報管理士	1名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職補充</li> </ul>
医療ソーシャルワーカー	1名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回選考（6月）に係る合格者の不足</li> <li style="margin-left: 20px;">※前回選考理由…退院支援体制の充実（2016年診療報酬改定に伴う加算措置）による増員</li> </ul>

2 採用予定日

平成29年4月1日

3 選定方法

病院局において選考を実施。

- (1) 試験内容  
専門試験（専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験）、面接試験
- (2) 受験資格  
ア 年齢

昭和32年4月2日以降に生まれた者

イ 資格・免許

言語聴覚士	言語聴覚士免許を有する者 (※)
作業療法士	作業療法士免許を有する者 (※)
歯科衛生士	歯科衛生士免許を有する者 (※)
診療情報管理士	診療情報管理士認定証の交付を受けている者 (※)
医療ソーシャル ワーカー	次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者 (ア) 社会福祉士の資格を有する者 (※) (イ) 保健師免許又は看護師免許を有する者 (※) (ウ) 平成29年3月31日満了時点で医療法に規定する病院又は診療所における医療ソーシャルワーカー業務の実務経験が3年以上となる見込みの者

(※) 平成29年4月30日までに同免許、認定証又は資格を取得する見込みの者を含む。

4 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【質 疑】

委 員

我々の判断は選考方法と必要性の有無であるな。特段に異議はない。

委 員

これらについては、募集の都度の承認だが、薬剤師についてはどうか。

事務局

薬剤師は平成30年度まで承認期間を特例承認して、すでに1度試験をしており、10名募集したところ、7名応募、5名の合格を出した。これだけ多い合格者はこれまでにない。

というのは、県の方で、薬剤師協会などと出資して作った「未来人材育成基金」という、奨学金の返済への助成を最高200万円程度可能となるものがあり、これが、公立病院の薬剤師も対象となる。

おそらく、これにより、鳥取に帰ってくる可能性が高まっているのだと思う。

7 次回人事委員会の開催

平成28年9月15日(木) 午後3時から開催することとした。